

公益社団法人摂津市シルバー人材センター

(高齢者生きがい公社)に対する補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、公益社団法人摂津市シルバー人材センター(高齢者生きがい公社)(以下センターという。)が行う事業に対し、補助金を交付することにより、定年退職等における高年齢者の就業機会の増大と福祉の増進を図るとともに、高年齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりに寄与することを目的とする。

(補助対象事業等)

第2条 補助金交付の対象となる事業は、次に掲げるものとする。

- (1)高年齢者の就業に関する情報の収集及び提供
- (2)高年齢者の就業に関する調査研究
- (3)高年齢者の就業に関する相談
- (4)補助的、短期的な就業を希望する高年齢者に対して、その希望と能力に応じた就業機会の開拓及び提供（高年齢者に対する就業又は収入の保証の事業は除く。）
- (5)高年齢者に対する簡易な仕事に関する知識、技能の付与を目的とした講習等の実施
- (6)前各号のほか、センターの目的を達成するために必要な事業の実施

2 補助金交付の対象となる経費は、別表に掲げるものとする。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、毎年度予算の範囲内で市長が定める。

(交付の申請等)

第4条 補助金の交付の申請手続その他の事項については、摂津市補助金交付規程(昭和 42 年規程第 9 号)の定めるところによる。

別表（第 2 条関係）

区分		対象経費
運営費	人件費	職員基本給、職員特別給与、職員諸手当、社会保険料、法定福利費、福利厚生費、職員退職給与引当金、退職金掛金

	管理費	旅費、備品費、消耗品費、会議費、印刷製本費、通信運搬費、光熱水料、公租公課、借料及び損料、保険料、諸謝金（基本給）、諸謝金（特別給与）、諸謝金（諸手当）、賃金（基本給）、賃金（特別給与）、賃金（諸手当）、社会保険料、法定福利費、福利厚生費、職員退職給与引当金、退職金掛金、研修費、訓練委託費、雑役務費
事業費		旅費、備品費、消耗品費、会議費、印刷製本費、通信運搬費、光熱水料、公租公課、借料及び損料、保険料、諸謝金（基本給）、諸謝金（特別給与）、諸謝金（諸手当）、賃金（基本給）、賃金（特別給与）、賃金（諸手当）、社会保険料、法定福利費、福利厚生費、職員退職給与引当金、退職金掛金、研修費、訓練委託費、雑役務費

附則

（施行期日）

- 1 この要綱は昭和 56 年 4 月 1 日から施行する。
財団法人摂津市高齢者生きがい公社に対する補助金交付要綱の廃止
- 2 財団法人摂津市高齢者生きがい公社に対する補助金交付要綱(昭和 54 年訓令第 16 号)は廃止する。

附則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 5 年 6 月 9 日から施行する。